

江戸川区災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画策定の目的、位置付け、対象とする災害

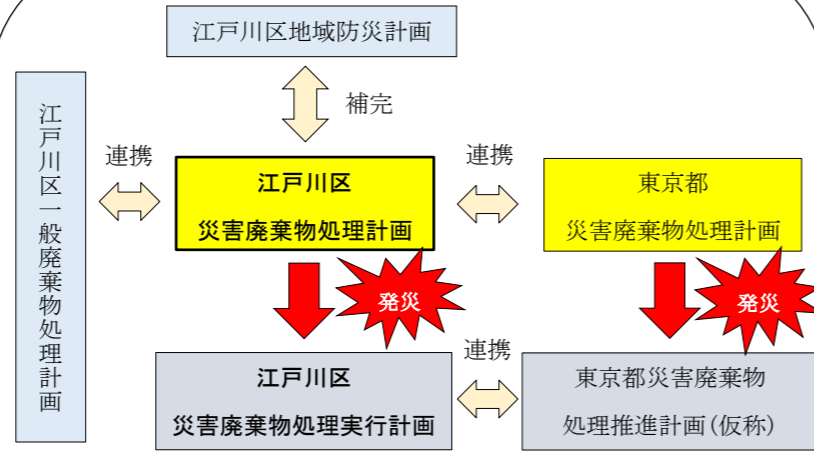
計画策定の目的

・本計画は、大規模災害等の発災時に大量に発生することが想定されるがれき等の災害廃棄物を適正に処理することにより、区民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資することを目的とします。

対象とする災害

・災害対策基本法で定める災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象または大規模な火事等）とします。
 ・災害廃棄物の推計は、江戸川区地域防災計画で最も大きな被害を想定している東京湾北部地震（首都直下地震）の被害想定に基づき算出します。

計画の位置付け



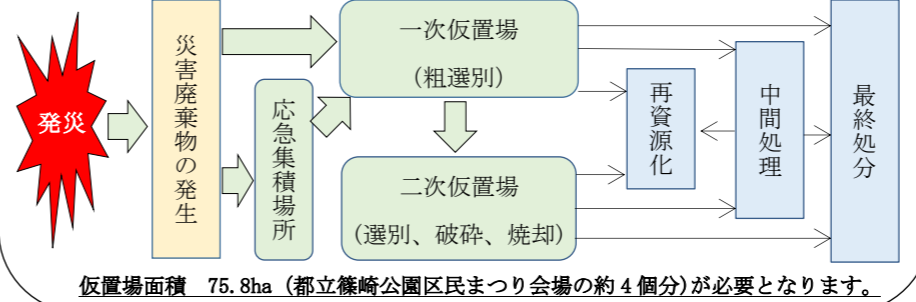
・発災時には災害廃棄物の発生量を推計し、具体的な処理スケジュールや処理方法を定めた江戸川区災害廃棄物処理実行計画を策定します。
 ・東京都災害廃棄物処理計画及び東京都災害廃棄物処理推進計画(仮称)とも連携を図ります。

2. 対象とする廃棄物

災害廃棄物（がれき等）

発生量推計 がれき ⇒ **340万t**（江戸川区のごみ処理量の約17年分）
 処理期間 災害廃棄物は原則として発災後3年以内に処理を完了させます。

処理フロー



通常ごみ

・可能な限り通常の体制で処理を行います。腐敗性のあるものなどは優先して処理を行います。
 ・容器包装プラスチックやペットボトルなどは燃やすごみとして処理することも検討します。
 ・避難所生活ごみについては、一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集運搬することも検討します。

し尿

発生量推計 し尿 ⇒ **773k1/日 (454,856人分)**

処理方法

・貯留式の災害用トイレはバキューム車で収集運搬し、水再生センター、指定マンホール、品川清掃作業所、民間し尿処理施設に搬入します。
 ・使用済み携帯トイレについては、平ボディ車かダンプ車で収集運搬し、清掃工場に搬入します。

片づけごみ

・一部損壊家屋から発生した片づけごみは、区民自らが応急集積場所へ持ち込むことを原則とします。
 ・再生利用が可能なものは、可能な限り民間業者に引き渡します。

3. 災害廃棄物処理の基本指針

計画的な対応	迅速な対応	経済性への配慮
・災害廃棄物の発生量や、道路・施設の被災状況、仮置場や処理場の状況を逐次把握し、計画的に災害廃棄物処理を推進します。	・早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速に災害廃棄物の処理を行います。	・最小の費用で最大の効果が生じるよう、災害廃棄物の処理を行います。財源確保のため国庫補助金の申請を確実にします。
リサイクルの推進	環境・衛生・安全への配慮	江戸川区全体での協働
・膨大な量の災害廃棄物を処理するため、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進します。	・環境に配慮し、住民や事業者の安全確保を徹底した上で、災害廃棄物の適正処理を推進します。	・災害廃棄物の分別や仮置場の管理等について、区、区民、事業者が一体となり協働で災害廃棄物の処理に取り組みます。

4. 平常時の災害廃棄物処理対策

計画の適宜見直し：災害廃棄物処理の実行性向上のため、計画の見直しを適宜行います。

職員訓練：環境部清掃課新任職員への研修や、図上訓練を実施します。

区民広報：発災時のごみの出し方について情報の発信を行います。発災時に備え必要な物資等の備蓄協力を依頼します。

災害予防：有害物質（アスベスト、PCB含有機器、毒物劇物、その他有害物質）の所在施設を明確にします。

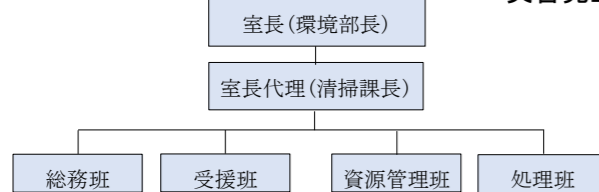
資機材等の備蓄：発災時に備え、必要な資機材を備蓄します。資機材が不足する事態に備え事業者と協定を締結します。

事業者との連携：締結した協定に基づき、定期的な訓練や演習を通して、協定をより実行性のあるものにします。

仮置場台帳の作成：応急集積場所や仮置場の候補地について、仮置場台帳を作成し、リストアップします。

5. 災害発生時の体制等

災害発生時の体制（案）



江戸川区災害対策本部が設置される場合で、災害廃棄物が発生する、又は災害廃棄物が発生する恐れがある場合に、本部長（区長）の指令を受け災害廃棄物処理対策室を設置します。

関係機関等との連携

東京二十三区 (仮称)特別区初動本部、(仮称)特別区対策本部及び清掃協議会と連携します。
東京都 被害規模に応じて、技術的支援や各種調整、広域処理、事務委託の要請をします。
環境省 災害廃棄物処理事業補助金申請を行います。また、D.Waste-Net※と連携します。
災害時協力協定団体 平常時に締結した協定等を基に支援・協力の要請をします。
ボランティア 災害ボランティアセンターと連携し、多様な区民ニーズへ対応します。

※災害廃棄物処理支援ネットワーク。各地における災害対応力向上のための環境省を中心とした人的な支援ネットワーク。

6. 発災後のフェーズ区分と特徴

フェーズ区分	フェーズの特徴	時期の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (職員安否確認、被災状況情報収集、広報開始、応急集積場所設置、がれき発生量推計、道路啓開、し尿処理準備、通常家庭ごみ処理開始等)	発災後 72時間以内
応急期	避難所生活が本格化する時期 (災害廃棄物処理実行計画策定、一次仮置場設置、がれき処理開始、避難所ごみ処理開始、し尿処理開始、公費解体開始、応急集積場所閉鎖、国庫補助金申請事務開始等)	発災後数日 〜 3か月以内
復旧復興期	避難所生活が終了する時期 (一次仮置場閉鎖、仮設トイレ撤去等)	発災後数か月 〜 3年以内

※時期は目安なので災害の規模や内容（特に震災か水害か複合災害等の区分）によって異なります。